

災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と社会福祉法人築瀬福祉会（以下「乙」という。）は、安中市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における福祉避難所の開設等の協力に関して必要事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、予め甲が乙の所有する施設を福祉避難所として指定し、災害時等に乙が甲の要請に応じて当該施設を福祉避難所として提供することにより、避難者の適切な生活環境を確保することを目的とする。

（乙の所有する施設）

第2条 乙が福祉避難所として提供する施設は、次のとおりとする。

（1）所在地：安中市築瀬175番地1

名称：特別養護老人ホーム しづの想い

（協力要請）

第3条 甲は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の者等で、災害対策基本法第49条の7の規定に基づく指定避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮が必要な高齢者や障害者など（以下「要配慮者」という。）がいると認めるときは、乙に対して前条に掲げる施設を福祉避難所として開設し、甲が指定する要配慮者及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）の受入れを要請することができる。

2 前項の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項の要請は、原則として、指定避難所が開設されている場合に限り、行うことができる。

（受入れ）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、受入れの可否を速やかに判断し、甲に伝達するものとする。この場合において、乙は、可能な限り受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、当該要配慮者の家族等が行うものとする。

（運営等）

第5条 福祉避難所の運営は、原則として、家族等が行うものとする。

2 甲は、福祉避難所が円滑に運営できるよう、看護師、介護員、ボランティア等の確保及び適正な配置に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に可能な限り協力するものとする。

4 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日用品や食料など、福祉避難所の運営に際し、必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき算定した額を甲に請求するものとし、甲は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定が災害時等に有効に機能するように、各々連絡責任者を定めて報告するとともに、平常時から情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月26日

甲 安中市安中一丁目23番13号
安中市
市長 岩井 均

乙 安中市築瀬175番地1
社会福祉法人築瀬福祉会
理事長 小野 好雄